

道路特定事業計画

佐賀県

平成21年 8月

1 . はじめに

高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律(通称:ハートビル法、平成6年)」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法、平成12年)を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー新法)が平成18年12月に施行されました。

これを受け唐津市において、これまで「響創のまちづくり」を基本理念にまちづくりを進められていましたが、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、さらなるまちづくりの向上を図るため、唐津駅・東唐津駅周辺地区を対象とした「唐津市交通バリアフリー基本構想」が策定されました。

佐賀県では、この基本構想の策定に伴い、特定道路区間(平成20年12月指定)の事業内容や事業期間を定めた道路特定事業計画を策定しました。今後、この計画に基づき道路特定事業を実施してまいります。

2. 道路特定事業計画の背景

2-1 バリアフリー新法

○ 目的

高齢者、全ての障害者、妊産婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を推進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。また、バリアフリー化のためのソフト施策も充実します。

○ 基本方針の策定

主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○ 移動等の円滑化のために施設管理者等が高ずるべき措置

旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)



- これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務
- 既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

○ 重点整備地区におけるバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- 市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成
- 関係する事業者や施設管理者及び公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○ 住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度の法定化
- 住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

2-2 唐津市交通バリアフリー基本構想

○ 目的

近年、少子高齢化社会が進むなか、高齢者が様々な生き方を主体的に選択し、自分の意志で考え、決定し、社会のあらゆる活動に参加できる共生社会を実現（ノーマライゼーション）するために、次の2つを目指します。

- ① 快適住居空間形成と少子高齢化社会に対する優しさと温かさのある安全・安心のまちづくり
- ② だれもが自分の価値を認識し、生きがいを持って生活できる環境づくり

○ 位置づけ

バリアフリー新法に基づいて策定するとともに、佐賀県福祉のまちづくり条例、本市における将来のまちづくりの方向性を示す総合計画や、将来の福祉の方向性を示す唐津市障害基本計画、唐津市高齢者福祉計画等の上位・関連計画との整合を図る。

○ 基本理念

『 **みんなが安心して移動できる 響創デザインのまち 唐津** 』

○ 基本方針

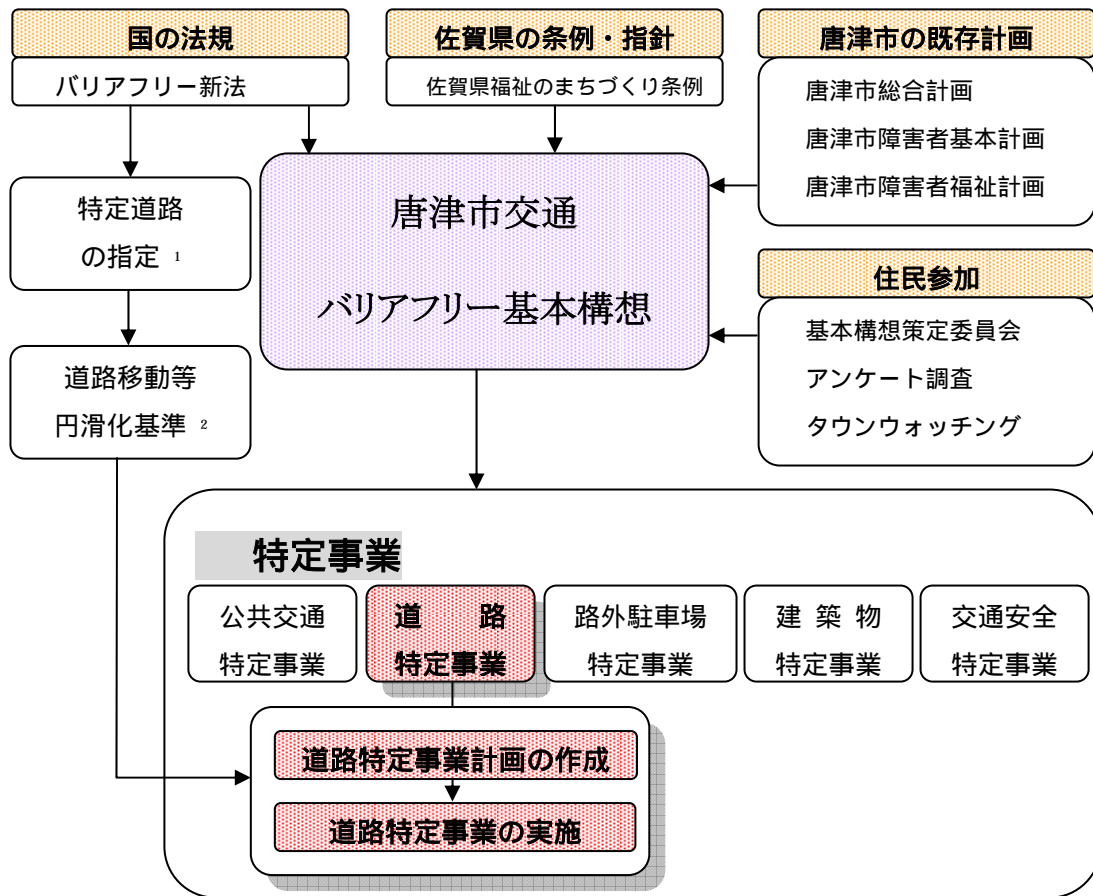
基本理念を実現するために、響創デザイン化を推進する上での基本方針を次のように定めます。

- ① 様々な方の視点に立った響創デザインの推進
- ② お互いに関心を持ち、心と心が響き合う響創デザインの推進
- ③ まちの活力を創出する響創デザインの推進
- ④ 観光を支援する響創デザインの推進
- ⑤ 協働による段階的、継続的な響創デザインの推進

3 . 道路特定事業の実施

唐津市交通バリアフリー基本構想に即して、道路特定事業計画を作成し、これに基づき道路特定事業を実施します。

3 - 1 道路特定事業の位置づけ



1 移動等円滑化が特に必要なものとして、国土交通大臣が指定する道路

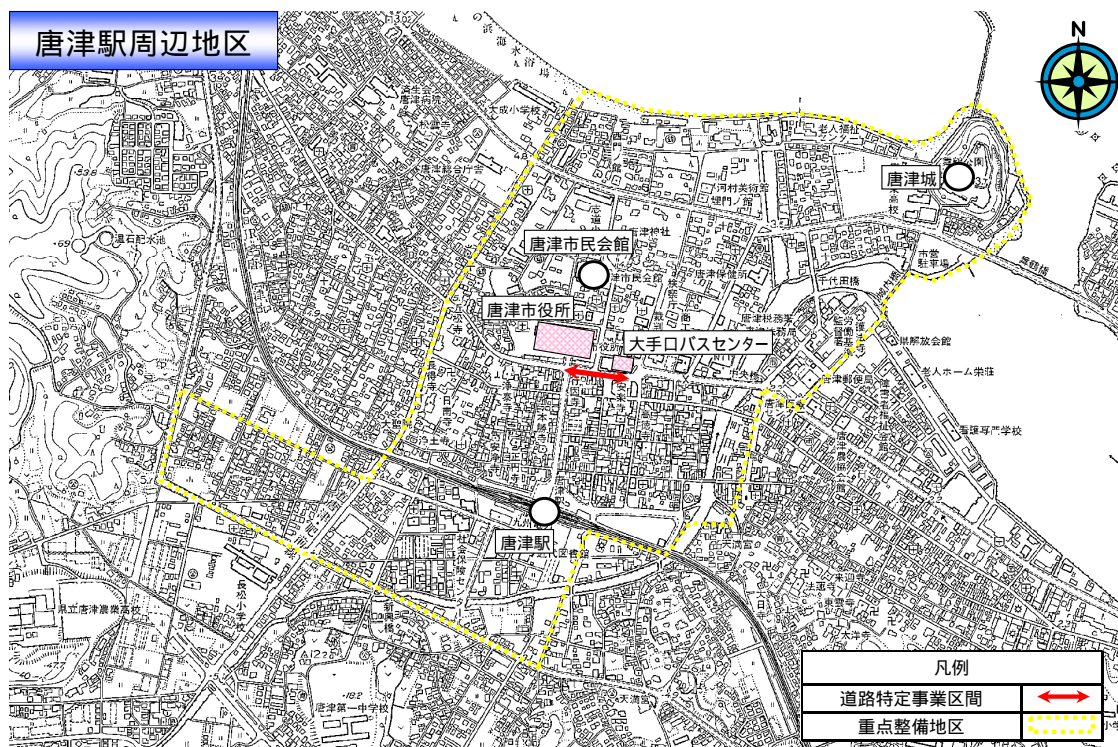
2 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

(平成 18 年 12 月 19 日 国土交通省令第 116 号)

3 - 2 道路特定事業の内容

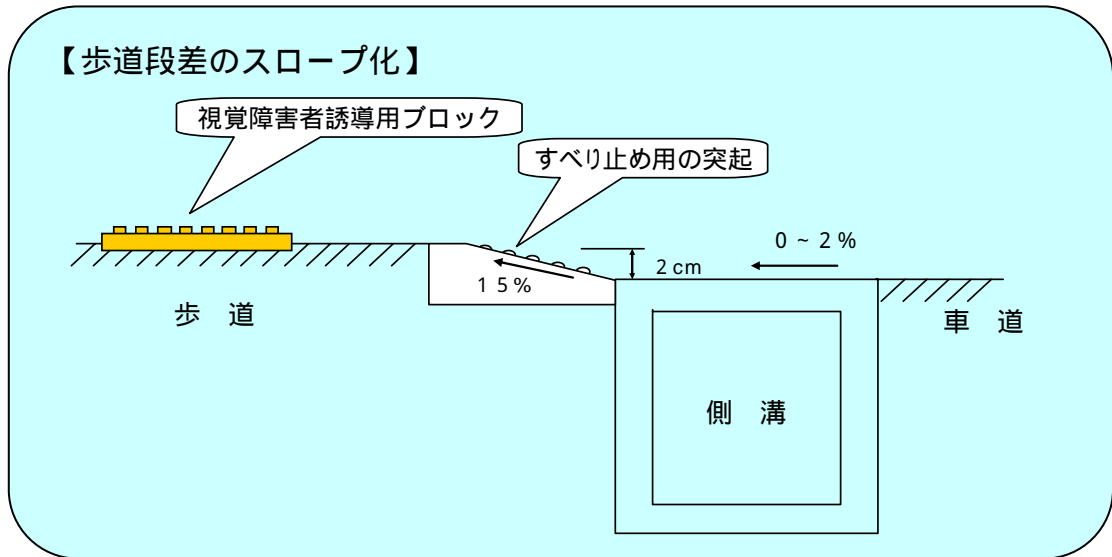
特定道路指定区間（平成 20 年 12 月指定）について、「歩道乗入部や歩道舗装の改善」、「点字ブロックの設置」など、移動等円滑化のために必要な、歩道のバリアフリー化整備を実施します。

3 - 3 道路特定事業計画



路線名	事業区間	区間延長	事業の内容	実施予定期間
一般国道 204号	大手口バスセンター～唐津市役所	100m	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道乗入部における段差や勾配の解消 ・黄色を基調とした目立つ色の点字ブロックを連続して設置 ・滑りにくく、水はけのよい舗装整備 	平成21年度 ～平成24年度

「道路移動等円滑化基準」においては、歩道乗入部における車道との段差は2 cmを標準としていますが、全ての歩道利用者が安全・安心に利用できる形状として、歩道段差のスロープ化に取り組めます。



3 - 4 その他

(1) 関係機関との連携

円滑な事業進捗を図るため、関係機関との連携強化に努めます。

(2) 地元調整

歩道の構造や色調等について、地元代表者や有識者等に対し説明会を実施します。

(3) 維持管理

移動等円滑化基準に適合するように、適切な維持管理に努めます。